NEWS RELEASE

SHOKO CHUKIN BANK



2019年9月25日商 工 中 金

「令和元年台風第 15 号による災害に関する特別相談窓口」の 開設店舗の追加について

1. 相談窓口の開設

商工中金は、このたびの令和元年台風第 15 号による災害の発生を受け、2019 年 9 月 12 日から「令和元年台風第 15 号による災害に関する特別相談窓口」を千葉県内の全営業店で開設してまいりましたが、今般の被害の状況を踏まえ、9 月 24 日(火)、東京都内の全営業店を追加し、相談受付体制を強化いたします。

引き続き被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁 寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

【特別相談窓口開設店舗】

住 所	電話番号	
千葉県千葉市中央区新町3-13	043-248-2345	
千葉県松戸市松戸1846-2	047-365-4111	
東京都中央区八重洲2-10-17	03-3272-6111	
東京都八王子市横山町2-5	042-646-3131	
東京都台東区上野1-10-12	03-3834-0111	
東京都大田区大森北1-1-10	03-3763-1251	
東京都大田区京浜島2-10-2	03-3799-0331	
東京都墨田区業平3-10-8	03-3624-1161	
千葉県浦安市鉄鋼通り2-1-6	047-355-8011	
東京都新宿区西新宿1-22-2	03-3340-1551	
東京都江東区木場5-11-17	03-3642-7131	
東京都港区芝大門2-12-18	03-3437-1231	
東京都豊島区南池袋1-21-10	03-3988-6311	
東京都渋谷区渋谷2-17-5	03-3486-6511	
東京都千代田区神田鍛冶町3-3-12	03-3254-6811	
東京都江東区新木場1-18-6	03-5569-1711	
	住 所 千葉県千葉市中央区新町3-13 千葉県松戸市松戸1846-2 東京都中央区八重洲2-10-17 東京都八王子市横山町2-5 東京都台東区上野1-10-12 東京都大田区大森北1-1-10 東京都大田区京浜島2-10-2 東京都墨田区業平3-10-8 千葉県浦安市鉄鋼通り2-1-6 東京都新宿区西新宿1-22-2 東京都江東区木場5-11-17 東京都港区芝大門2-12-18 東京都豊島区南池袋1-21-10 東京都渋谷区渋谷2-17-5 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-12	

※なお商工中金は、このたびの被害状況を踏まえ、本特別相談窓口とは別に、2019 年 9 月 12 日付で神奈川県の全営業店に「令和元年台風第 15 号に係る災害に関する相談窓口」を開設しております。

2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを 行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な 取扱いを行います。

NEWS RELEASE

SHOKO CHUKIN BANK



資金使途	令和元年台風第15号による災害により、被害を受けた皆さまが災害の
	復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸出金額	限度の定めなし
貸出期間	(1) 設備資金20年(据置期間3年)以内
(据置期間)	(2)運転資金10年(据置期間3年)以内
貸出利率	商工中金所定の利率

3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置 を実施します。